

議案第 6 1 号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
墨田区公衆便所に関する条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 2 1 号）の一部を次のよう
に改正する。
別表長崎橋際公衆トイレの項を削り、同表に次のように加える。

平井橋際公衆トイレ	東京都墨田区立花三丁目 2 9 番 1 1 号
-----------	-------------------------

付 則
この条例は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平井橋際公衆トイレを公の施設として設置するほか、長崎橋際公衆トイレの周辺環
境等を勘案し、同トイレを廃止する必要がある。